

改正

平成25年3月29日規則第17号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市創造支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市創造支援センター条例（平成24年高松市条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館者の遵守事項)

第2条 高松市創造支援センター（以下「センター」という。）の入館者（以下「入館者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬については、この限りでない。
- (4) 許可なく物品等の販売又は展示、びら等の配布その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) その他センターの職員（以下「職員」という。）の指示に従うこと。

(資格要件)

第3条 条例第4条第4号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 創造支援室の使用形態が、近隣住民の生活環境及び他の使用者の創造支援室の使用に支障がないと認められる者であること。
- (2) 既に創造支援室の使用許可を受けている者でないこと。
- (3) 市町村民税を滞納していない者であること。
- (4) その他センターの設置目的を達成するために市長が必要と認める要件を満たす者であること。

(公表する事項)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 申込方法
- (2) 申込期間

- (3) 使用許可を受けることができる者の資格
- (4) 公募に係る創造支援室
- (5) 使用料の額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(補欠者の決定等)

第5条 市長は、条例第5条第3項の決定においては、使用予定者のほか、順位を指定した若干人の補欠者を決定するものとする。

2 市長は、使用予定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の補欠者をその順位に従って使用予定者とするものとする。

- (1) 条例第6条第1項の申請手続を行わないとき。
- (2) 条例第6条第2項の規定による使用許可を受けることができないとき。
(使用許可の申請等)

第6条 条例第6条第1項の市長が定める期日は、条例第5条第3項の規定による決定のあった日の翌日から起算して14日を経過する日とする。

2 条例第6条第1項の規定によるセンターの使用許可の申請は、高松市創造支援センター創造支援室使用許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 創造支援室の使用予定平面図
- (2) 住民票の写し(法人にあつては、商業登記簿の謄本)
- (3) 市町村民税納税証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、使用許可をしたときは、高松市創造支援センター創造支援室使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(変更の許可の申請等)

第7条 前条の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、条例第3条第1項後段の規定による変更の許可を受けようとするときは、高松市創造支援センター創造支援室使用変更許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、高松市創造支援センター創造支援室使用変更許可書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(使用期間の延長の許可)

第8条 使用者は、条例第6条第3項ただし書の規定により使用許可期間を延長しようとするときは、当該期間の満了する日の3月前までに高松市創造支援センター創造支援室使用期間延長許可申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、高松市創造支援センター創造支援室使用期間延長許可書（様式第6号）を交付するものとする。

（使用目的の変更等の禁止）

第9条 使用者は、使用目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（特別の設備等）

第10条 使用者は、創造支援室に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用者の責任）

第11条 使用者は、使用期間中善良な管理を怠ってはならない。

（使用者の遵守事項）

第12条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- （1）センターの運営に支障を来すような行為をしないこと。
- （2）火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- （3）使用する創造支援室の入場者に第2条各号に掲げる事項を守らせること。
- （4）その他職員の指示に従うこと。

（職員の立入り）

第13条 職員は、管理上必要があると認めるときは、使用期間中随時立入りをすることができる。

（使用料の返還）

第14条 条例第9条第3項ただし書に規定する使用料を返還することができる場合は、天災地変その他使用料を納付した者の責めによらない理由により使用ができなくなったときとし、その返還額は、既納の使用料の全額（使用できなかった期間が1月に満たない場合は日割計算による額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。

2 使用料の返還を受けようとする者は、高松市創業支援センター創造支援室使用料返還申請書（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（変更等の届出）

第15条 使用者は、氏名若しくは名称（屋号を含む。）又は住所に変更があったときは、速やかに

高松市創造支援センター創造支援室使用者氏名等変更届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 使用者は、使用の許可期間の中途において、センターの使用を終了しようとするときは、使用を終了しようとする日の属する月の前々月の末日までに、高松市創造支援センター創造支援室使用終了届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（承継承認の申請）

第16条 条例第12条第2項の規定による使用権の承継の承認の申請は、高松市創造支援センター創造支援室使用権承継承認申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、行わなければならない。

- （1）申請をする者の住民票の写し（法人にあつては、商業登記簿の謄本）
- （2）被承継者と申請をする者との続柄を証明する書類（申請をする者が個人の場合に限る。）
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（損傷等の届出等）

第17条 使用者は、センターの施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、高松市創造支援センター施設等損傷・滅失届（様式第11号）を直ちに市長に提出しなければならない。

（委員会の組織）

第18条 条例第15条に規定する高松市創造支援センター使用審査委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（委員会の会議）

第19条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委員会の庶務）

第20条 委員会の庶務は、創造都市推進局産業経済部産業振興課において行う。

（委任）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第3条から第7条まで、第9条、第10条、第14条から第16条まで及び第18条から第20条まで並びに次項の規定は、条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則による最初の委員会の会議及び委員の任期満了後における最初の委員会の会議は、第19条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。(高松市事務分掌規則の一部改正)
- 3 高松市事務分掌規則(昭和53年高松市規則第33号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年3月29日規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（宛先）高松市長

申請者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

高松市創造支援センター創造支援室使用許可申請書

高松市創造支援センターの創造支援室使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用施設	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用形態	
創造支援室において営む事業の内容	
添付書類	1 創造支援室の使用予定平面図 2 住民票の写し（法人にあっては、商業登記簿の謄本の写し） 3 直近の市町村民税納税証明書（法人にあっては、法人市町村民税納税証明書）

様

高松市長

高松市創造支援センター創造支援室使用許可書

高松市創造支援センター創造支援室の使用を次のとおり許可します。

使用施設	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用形態	
創造支援室において営む事業の内容	
使用料	月額 円
条件	
備考	

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

高松市創造支援センター創造支援室使用変更許可申請書

高松市創造支援センター創造支援室の使用を変更したいので、次のとおり申請します。

使 用 施 設			
変更する内容	変更事項	変更前	変更後
変更する理由			
備 考			

様

高松市長

高松市創造支援センター創造支援室使用変更許可書

高松市創造支援センター創造支援室の使用の変更を次のとおり許可します。

使用施設			
変更する内容	変更事項	変更前	変更後
変更する理由			
備考			

（宛先）高松市長

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

高松市創造支援センター創造支援室使用期間延長許可申請書

高松市創造支援センター創造支援室の使用期間の延長の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 施 設	
使用延長期間	年 月 日 ～ 年 月 日
延長の理由	
備 考	

年 月 日

様

高松市長

高松市創造支援センター創造支援室使用期間延長許可書

高松市創造支援センター創造支援室の使用期間の延長について、次のとおり許可します。

使用施設	
使用延長期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用料	月額 円
備考	

（宛先）高松市長

申請者 住 所
 氏 名 ⑩
 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
 電話番号

高松市創造支援センター創造支援室使用料返還申請書

高松市創造支援センター創造支援室の使用料の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

使用施設	
使用ができなかった期間	年 月 日 ～ 年 月 日
返還を受けようとする理由	
即納の使用料	円
返還申請金額	円
※返還決定額	円

備考 ※欄は、記入しないでください。

（宛先）高松市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

高松市創造支援センター創造支援室使用者氏名等変更届

次のとおり変更したので、届けます。

使 用 施 設	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

高松市創造支援センター創造支援室使用終了届

高松市創造支援センター創造支援室の使用を終了しますので、次のとおり届けます。

使用施設	
使用許可日	年 月 日
使用終了 予定日	年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

高松市創造支援センター創造支援室使用権承継承認申請書

創造支援室の使用権の承継を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 施 設	
使 用 期 間	年 月 日
被承継者	住 所
	氏名又は 名 称
承 継 理 由	
添 付 書 類	

様式第11号 (第17条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

届出者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

高松市創造支援センター創造支援室施設等損傷・滅失届

高松市創造支援センター創造支援室の施設・設備等を損傷・滅失したので、
届けます。

損傷・滅失場所	
損傷・滅失日時	年 月 日 () 時 分頃
損傷・滅失箇所 (物件) 及び数量	
損失・滅失の内容	
損傷・滅失の理由	

備考 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。